

Title	「三月革命前期」(Vormärz) における獨逸自由主義思想に関する一考察 : Friedrich Christoph Dahlmannを中心として
Sub Title	A study on the German liberalism in "Vormärz"
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.4 (1955. 4) ,p.26- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550415-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550415-0026</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「三月革命前期」(Vormärz)における

### 獨逸自由主義思想に関する一考察

—Friedrich Christoph Dahlmann を中心として—

多 田 眞 鋤

#### 一 序 説

二 三月前期 (Vormärz) の史的背景

三 F. C. Dahlmann の自由主義思想

四 結 語

#### 一 序 説

ドイツにおける自由主義運動の展開過程は、すこぶる *irregular* であり、ある意味で悲劇的性格をおびているといわれる。

またその展開状況のみならず、その思想においても、特殊な性格の存在することは一般に指摘されうるかと考えられる。概して自由主義という政治的イデオロギーの擔うべき課題は、封建社會の身分的階層秩序 (Hierarchie) を瓦解させ、封建支配者の一般的公權、租稅免除等の特權を剝奪し農奴解放を成就し、居住、集會、言論、信仰、財産所有の自由を實質的に確

保し、政治の領域に凡ゆる階層の代表を認める政治社會體制を形成せしめることにある。しかるに、ドイツにおいては、フランス革命以後、漸く政治的自由主義の運動がその初期の發足をなしたのであり、その萌芽期においても、ナポレオンのいわゆる「Frendherrschaft」の洗禮をうけ、他の先進ヨーロッパ諸國の動向とは著しく相違した特殊な型態タイプを形づくつたのである。

ドイツにおけるリベリズムの考察は特殊の困難性を包藏している。それはドイツ自由主義の發展のパターンが頗るユニークなものであるからであり、更につきつめればドイツの近代國家としての發展自體の特異性に歸せられるであらう。この點に關しては、從來多くの學者が指摘している。その二、三を例證するならば、例へば Hermann Oncken は「ドイツにおける自由主義の問題は、西歐先進諸國における問題とは、全く異質的なものである。ドイツにおける自由主義は、國家社會における秩序形成の能力がなく、いかなる時代にも支配的イデオロギーになり得ず、ドイツ政治史のあらゆる時期において、その刻印をおしたことがなかつたのである。」<sup>(1)</sup>と、また Friedrich Sell は「自由主義はドイツにおいてその成果がなく、その榮光 (Glorifizierung) を示すことは皆無であつた。」<sup>(2)</sup>と述べている。

Frederic Austin Ogg も「一九世紀ヨーロッパにおけるドイツ文化一般の感嘆すべき開化の状況に比較し、一九世紀ヨーロッパ政治社會の主たる政治思潮である自由主義の思想並びに運動と、その制度化が未成熟な状態を、その著「ヨーロッパ諸政府論」<sup>(3)</sup>に指摘しており、更に附加すれば Lawrence Lowell や Ernst Troeltsch <sup>(4)</sup>、Gerhard Anschutz <sup>(5)</sup> も同様の問題を各々その著作において指摘している。この一九世紀ドイツにおける文化一般のすぐれて近代的な性格と市民社會における政治社會體制の頗ぶる前近代的性格——いわば Paradoxie な事實——を輕々に論ずるべく餘りに困難な問題であらう。

一般にドイツ政治社會史上に分水嶺を畫したといわれる一八四八年の三月革命は、この年 (Das tolle Jahr, Year of

Madness と呼稱される)に隣國フランスにおいて二月革命が成就され、政治的主動權を握つた民衆による共和國の成立が完成され、その餘波をうけてドイツにも各分邦<sup>ツェンクト</sup>における民主主義的政治改革が斷行され、期を一にして全ドイツ的改革運動がフランクフルト・アム・マインのパウルスキルヘ(Paulskirche)における National-Versammlung (國民會議)を中核として展開されるに至つたのである。

この立憲主義の運動は、その所期の効果を擧げ得なかつたが、ドイツ全體としての統一的憲法が制定せられ、後の一八七一年に成立したビスマルク憲法 (Verfassung des Deutschen Reiches) 更に降つて一九一八年のドイツ革命の結果建設されたドイツ共和國 (Die Deutsche Reichsrepublik) の、通稱ワイマール憲法の制定の際にも參考に供せられ、ドイツ憲法史、並びにドイツ立憲運動史上、看過しえない意義を持つものであり、三月革命が「プロシヤ的な意味では完成されたともいえようが、いわゆる市民的な國民國家を市民階級自身の手によつては完成することができなかつた」ところの「未完成な市民革命」<sup>(6)</sup>と呼稱されるとしても、フランクフルト國民會議より得たフランクフルト憲法の結實は、ドイツ自由主義運動史上の分水嶺かと考えられる。<sup>(7)</sup>

さきに筆者は、「獨逸自由主義の初期的形成と史的背景」<sup>(8)</sup>と題した拙稿において、後世に悲劇的展開を辿るドイツ自由主義の發現期の狀況と、F・フォン・シュタインおよび、F・ハルデンベルグの自由主義的政治思想の一端を垣間見たのであるが、前稿に繼續して本稿においては、三月革命前期 (Vormärz あるは Das Zeitalter der Restauration 一八一五年ウィーン會議より四八年三月革命まで) のドイツにおける政治、經濟史の概略を述べ、その環境に關連して現れた F・C・ダーマンの自由主義政治思想を論考して、Vormärz における自由主義思想を瞥見してみたいと思う。

Friedrich Meinecke は、この期間を「充分な意味における國民的運動」この表現の場合には、個人もしくは小集團の國民的感情のみではなく、その民族の全階層的國民感情が問題視されるのであるが<sup>(9)</sup>について語ることができるのは、漸く

Fremdherrschaft (異邦人支配) と Befreiungskrieg (解放戦争) 以後のことである。そしてこれらの諸事件と共に、今やまたドイツの人間性の本質の中にも、明瞭な變化が起り始めるのであつて、われわれの運命をまずどうやら理解するためには、これを知らなければならぬ。」と「三月以前」の歴史的意義を説いており、更にこの四八年革命の準備期を「新しい現實主義が精神生活の分野をも占領し、ここで純粹に自己の個性の向上と精神化を志向する従来の生活様式に結末を與え、むしろ人間の集團の共同生活、社會的形成物、および全體としての國民に注意を集中し、更にそれに續いて、周知の内政的な性質の原動力、すなわち警察國家に對する罵言、中産階級を援けて權力を獲得させるための憲法の要求が現れる」時期なのであるとユニークな表現で描寫している。

すなわち、筆者がこの一試論によつて對象とした範圍は、前稿で取扱つた範圍をドイツ自由主義展開史の第一期と假定するならば、その第二期ともいへべき時代である。第一期より漸次時期をおつて多様な問題性を包藏するドイツ自由主義の性格<sup>(9)</sup>は、いへばかでも approach しつゝならばこの小稿も目的を果しうるかと思ふものである。

本稿においては、さきにも述べたように、はじめに Vormärz (一八一五年—一八四八年)<sup>(10)</sup>の政治、經濟史的背景を考察し、F・C・ダールマンの政治思想をこの背景との關連において検討し、その思想構造の特殊性を指摘し、この時期における自由主義思想一般に對する一視角を得たいと考える次第である。

- (1) Hermann Onken: *Bemissen und die Epochen des parlamentarischen Liberalismus in Deutschland und Preußen* (in *Historisch—politische Aufsätze und Reden*, Bd. II, 1914, S. 199).
- (2) Friedrich C. Sell: *Die Tragödie des deutschen Liberalismus*, 1953, S. 8.
- (3) Frederic A. Ogg: *The Governments of Europe*, 1926, pp. 675—6.
- (4) A. Lawrence Lowell: *Governments and Parties in Continental Europe*, vol. II, 1896, pp. 56—57; E. Troeltsch: *Die deutsche Idee von Freiheit*, (in *Deutscher Geist und Westeuropa*, 1925, S. 102); Gerhard Anschutz: *Drei*

「三月革命前期」(Vormärz)における獨逸自由主義思想に關する一考察

三〇 (二八四)

Leitgedanken der Weimarer Reichsverfassung, 1923, S. 21.

(5) 岡義武「環境に關聯して觀たる十九世紀末獨逸の民主主義運動」(國家學會雜誌第四十二卷第三號一〇二頁)において、「何故過去に於いてこの所謂自由主義的勢力が獨逸においてははしく不振を極めたのであろうか。この問題はその意義の重要なると同時に甚だ困難な問題であつて、その解決の如き固より輕々になすを許さない。」と問題の困難性を指摘しておられる。

(6) 畑田重夫「ブルジョア革命における擔當者内部の矛盾と對立」——三月革命をめぐるマルクス・エンゲルスの著作・思想・行動を中心として——當論稿は戸澤鐵彦教授遺稿記念論文集「ブルジョア革命の研究」に収録され引用文は該書二四四頁。

更に、比較的最近おこなつた公刊された K. Obermann: Einheit und Freiheit, 1950 におこなつた「Die unvollendete Revolution 1848」が論ぜられてゐる。

(7) 清宮四郎「ドイツ憲法の發展と特質」第一章「フランクフルト憲法」第二節「フランクフルト憲法の特質」によると、フランクフルト憲法には自由主義、民主主義および連邦主義の三つの理念が指摘せられ(一頁—一九頁)、その歴史的意義は「ついにその目的を實現することはできなかつたが、その仕事は決して無意味に終つていない。國民主權の原理にもとづくドイツ統一の理念と、自由主義的な權利の保障及び民主主義的な機構改革の理念とは、やがてドイツで實を結ぶときがきた」(二〇頁)と述べられ、アンシュッツの「國民會議はライヒ憲法はつくつたがその憲法が仕えるべきライヒをつくらなかつた」という言葉を引用して、フランクフルト憲法の性格を衝いておられる。

(8) 法學研究第二十七卷第三號所載。

(9) Friedrich Meinecke: Die deutsche Katastrophe, 1949, S. 20.

(10) Meinecke, a.a.O. SS. 20—21.

なお、この時期に關しては、廣實源太郎「獨逸自由主義の性格」(西洋史學Ⅵ一九五〇年度版)において「ウィーン會議から三月革命前期に至るまでの歴史はこれを自由主義の内部から眺めるとき、ようやく成長期に入つて獨自の態勢と行動を示しはじめの自由主義が、それ故に反つて現實派と理論派、傳統派と西歐派に分離していつた時代であるといえる。一般には前者を自由派(Liberal)、後者を民主派(Demokrat)、又時には急進派(Radikal)とよぶが、この様な獨逸自由主義内部の二重性そのものが、ウィーン會議から三月革命に至る獨逸社會の展開と構造の變化の中から生れ出たものであろう。」(六四頁)と、三月以前の期間がドイツ自由主義運動に與えた環境の作用を指摘されている。

(11) 前掲、廣實「獨逸自由主義の性格」において「獨逸自由主義は……何よりも先ず國家の又民族の運命と密接に關連した、いわば政治

的な問題であつたのであり、廣く生活の中に基盤をもつたものというよりも、現實の政治的、民族的性格を背負つたものであつたといわなければならぬ。この様な歴史の必然性を背負つていた三月前期の獨逸の自由主義は、それ故 Liberalismus の名でよばれるよりもむしろ Freiheit の問題であつたという方が適切であらう。或る意味では獨逸自由主義が Freiheit の問題として提出されたことにその運命がかかっていたといえるのである。」(前掲西洋史學六二頁)と問題提起をなしているが、筆者も、ドイツ自由主義は、イデオロギーとしてではなく、他國支配からの民族解放とらう「統一と自由」(Einheit und Freiheit)の理念の問題として生じ爾後の展開を示すように思われる。

(註) 一般に政治史的時代區分によれば、例えば W. ヴェーラーの「Politische Geschichte der Neuesten Zeit 1816—75 Deutsche lands, 1875」によつても、F. ランチエリの「Deutsche Geschichte im Neunzehnten Jahrhundert, 1804」によつても、更に又最近公刊されたヒトマンの「Geschichte des Abendlandes von Der Französischen Revolution bis zur Gegenwart 1789—1945, 1951」においても本稿で對象とする時期は「Das Zeitalter der Restauration 1815—1848」とせられ、ヒトマンの「プロテスタントが立憲政治運動を主體的に開始する一八四〇年以降」換言すれば、全ヨーロッパ的封建反動體制としてのウィーン體制の危機が生起してくる四〇年代以降の概ね八年間を、「三月前期」とされている。確に「三月以前」とは、言葉の意味するところによつても革命勃發の前後の意味であつて、ほぼ三〇有餘年の期間を「三月前期」として把握するのは妥當しないかと思われる。然し、ドイツにおける自由主義運動の展開過程に主たる觀點を求めれば、三月革命(Märzrevolution)を契機として、いわゆる Vormärz と Nachmärz の區分が認められてよいかと思う。この試みは、例えば、「Heinrich Hefer: Die deutsche Selbstverwaltung im 19 Jahrhundert, 1950; Karl Obermann: Einheit und Freiheit, Die deutsche Geschichte von 1815—1849.」等によつて取扱われる。

## 二 三月前期 (Vormärz) の史的背景

— 反動政治の據頭と崩壞過程 —

### (A) ウィーン體制とドイツの状態

一八一五年、ナポレオンはその率いる軍隊のワテルロオにおける敗退により決定的退場を餘儀なくされ、同年一月第二次パリ平和條約 (Der Zweite Pariser Frieden) が締結された。このフランスに對して懲罰的意味を有する第二次平和條

「三月革命前期」(Vormärz)における獨逸自由主義思想を關する一考察

約も、復興したブルボン王朝の威信を失墜させ、再度の大革命を誘致したのでは無意味なものとなる故、頗る寛大な措置が採られた。<sup>(1)</sup>當時のヨーロッパの政治的課題は、革命戦争によつて、又その直後のナポレオン戦役によつて無秩序化したヨーロッパ地域の再編成、再組織が主要な課題であつた。そこに一八一四年九月から翌一五年六月にわたつて開催されたウィーン會議の存在意義があり、この會議によつて採用された原則は、王朝血統の正當性の保持 (Legitimität の原理) と勢力均衡の二原則であつた。これら二原則を會議の中心理念とし、會議は進められたのであるが、その進展するにつれて、兩原則ともそれぞれ歪曲される状態であつた。

このウィーン會議と共に一八一五年にロシア皇帝アレキサンダー一世の提唱によつて、いわゆる神聖同盟 (Die Heilige Allianz, 26, September 1815) が締約され、更に同年一月プロシヤ、オーストリア、ロシア、イギリスの四國は、四國同盟 (Quadrupel-Allianz, 20, November 1815) を結び、一八一八年には賠償義務を遂行したブルボン王朝のフランスが加盟して五國同盟と發展して、ヨーロッパの平和維持の計畫は軌道に乗つたが、他面、Restaurationsperiode と呼稱される状況を招來したのである。すなわち、革命戦争、ナポレオン戦役の結果したところは、ブルジョアジー、知識階級によるデモクラシー運動であつたが、正統主義による舊王朝の復活は、これらの動向を灰燼に歸してしまつたのである。

ウィーン會議およびそれに續く歐洲再建方策のイニシヤティブを握つたのはオーストリア宰相のメッテルニヒ (Metternich) であつた。メッテルニヒは、革命彈壓の中心存在となり革命防止策の一環として自由民主思想の壓迫にも力をいれたのである。

このようにウィーン體制は封建諸力を中樞として構成され、また、戦争の破壊的性格に對する反動としての保守的復古思潮がこの體制を裏付けて、ここにヨーロッパに三〇餘年の反動政治體制が確立したのである。

さて、かかる反動體制が、解放戦争後のドイツにいかなる影響を與えたであろうか。



ここに暫くウィーン體制下のドイツの政治的状況を瞥見してみよう。

一八一五年のウィーン會議の結果、オーストリーを中核としてドイツ連邦 (Deutscher Bund) が形成された。オットー・ケルロイターは、ドイツチャーブントについて次のように述べている。すなわち「解放戦争は、ドイツにおける最初の眞の國民政治的勃興の時代であつた。舊い王家的・正統派的權力が、ドイツの政治的統一の形成に反對した時、ドイツ民族のこの政治的統一の形成に對する憧憬と、從來の状態を維持しようとする正統派の努力との間に、罅隙が生じたのである。このような異つた政治的努力のみすばらしい政治的妥協の結果が、ウィーン會議によるドイツ連合の結成であつた。」と、すなわち、ドイツ連邦は、ケルロイターの指摘するように、保守的舊勢力と、進歩的新勢力の妥協的産物であつたのである。ここにもドイツ進歩勢力の後進性が現れていると思われる。

さて、ドイツ連邦の構成は、獨立の王國、公國、大公國、自由都市等の邦國であり、各邦國を單位とした連邦議會 (Bundesversammlung) がフランクフルト・アム・マインに設置された。この連邦議會は、「オーストリアを司會者とした加盟諸邦政府の全權使節の常設的使節會議」であり、個々の加盟邦は、その大きさに照應して、等級を異にする投票權を持つており、議決は多數決ではなく、全會一致の様式が採られていた。各邦國は、それぞれ獨立的主權を有し、その形態は專制君主國 (ロシア、オーストリア) か、もしくは、中世的身分制會議によつて代表せられる國制を採つていた。ドイツ連邦議會において、ドイツ一般の問題を議事する權限のみが附與されていたのみである。しかし、連邦議會における議決が直接に一般的拘束力を持つ連合法となり得なかつたごとく、この連邦議會の設置によつてもなんらの政治的統一を、もたらしえなかつたのである。

この連邦議會において、すでにプロシヤとオーストリアの兩大邦は、連邦議會のイニシヤティブを相互に獲得すべく政治的對立を激化させていた。以上がウィーン政治體制がドイツに與えた一般的影響の概略であるが、一般にドイツといつて

もプロシヤ、とオーストリアの狀況も異り、また、プロシヤを中心とした北ドイツ地方と、南ドイツの各地方とでは事情は相當異つてゐる。詳説は本稿とは直接的關連がないので避け、その概説をしておく。

(B) プロシヤとオーストリア

プロシヤとオーストリアの二邦は、ドイツ地方政權の中で、歴史的進展に伴つて次第に頭角を現し、最近世に至るまでドイツの政治的統一の發展に決定的な影響を與えた。

オーストリアの情況についてリシュタンベルジュは次のように述べてゐる。すなわち、「オーストリアにおいては、支配階層はデモクラシー運動に對すると同様に、ナシヨナリストに對しても全く反對者であつた。皇帝フランツとその宰相メッテルニヒは『統一』と『自由』の希望の全てはフランス革命からの遺産であるとして、これらに對し斷固として反對した。

皇帝を支持する貴族階級は、絶對君主制を以て社會秩序の最も確實なる保證と看做し、皇帝を補佐する貴族、官僚は、何ら自己の意志を示さず、且つ自主的活動をせず、ひたすら君主の意を迎え、これを執行するを事とした。……皇帝は權力を用いて、凡ゆる形態に表れる『革命的』精神に抗せんとした。皇帝フランツは『自國は、古家であるから修理しようとするれば崩れてしまふ』<sup>(5)</sup>といいそれ故かかる事情においては、國家を存續せしむべき最適の方策は絶對保守の政策であると考へたのである」<sup>(6)</sup>また、「オーストリア帝國は、ドイツ人、チェッコ人、マギヤール人、クロアイト人、セルビア人、ルテニア人、ルーマニア人、イタリア人等の異質人種の混成體であり、これら異質民族を統合するには世襲王朝に對する忠誠心による傳統的支配のほかはなく、國民的政策 (national policy) は採用しえず、王朝的政策 (dynastic policy) による以外は方策を持ちえなかつたのである」<sup>(6)</sup>このオーストリアの「現状維持」(status quo) 政策は、外部に對してはウィーン會議におけるドイツ統一計畫を頓挫せしめるために、諸侯の分邦主義を必然的に支持したのである。且又、オーストリアの不安は、一八一三年解放戰爭におけるプロシヤのナシヨナリズムの動向にあつたので、プロシヤの孤立政策を實施せねばならず、ドイツにお

けるあらゆる勢力の遠心的傾向を助長すべく腐心したのである。國內における自由主義思想の發生を防止するため、オーストリア政府は、言論、集會、出版を嚴重に監視し、單に自國のみならず、ドイツ一般に波及すべく努めたのであり、自由思想抑壓のあらゆる反動の方策の全ドイツ諸邦の中核的立場にあつた。しからば、このオーストリアと覇權を争つていたプロシヤはどうであつたろうか。ウィーン會議によつて、新にライン地方にその領土を擴大し、實質的強國となつたのであるがオーストリアとは種々の點において判然たる對照をなしていた。「實際の力がもはや表面の權威と一致せざる老大國オーストリアに對して、新興プロシヤは無類の組織と規律を有する力、著しい精力と不思議な活力とを有する『權力意思』であつた」のである。しかして、ウィーン會議後の反動體制は、プロシヤにおいても同様に絶対主義を復活せしめ、國王は憲法制定の約束のごときは、捨てて、顧みなかつた。

しかし、プロシヤは、オーストリアとは反對に「全くドイツ人によつてのみ構成された國家であつたが故に、その利益とドイツの利益との間には本質的相違は存せず、國民的統一の發展には賛意を表して<sup>(8)</sup>」のである。

このようにオーストリアは、その傳統的權力の現状維持に腐心し、ドイツ諸邦の王侯をその政策軌道に引き入れるべく努力し、プロシヤは、自己勢力圈を出来る限り擴張せんと努力していたのである。この二大強國の勢力均衡の中にあつて、他の諸邦國は、自らの主權を維持し、分立主義を守り得ていたのである。

### (C) 南ドイツ諸邦の政治情勢

南ドイツの各地方の情勢は、プロシヤ、オーストリアとは相當異つていたのである。

バイエルン、ヴェルテンベルグ、バーデンの諸邦では、立憲君主制を採用していた。これら諸邦が立憲制を採用した理由について、リシュタンベルジェは次のように述べている。

「まず第一に、これらの諸邦はナポレオン時代に著しく發展したため、政府は傳來の地域と新併合された地域との紐帶を

創るのに國民議會を好都合な手段と考へたのである。第二に、この三邦國は、急激に膨張したという事實そのものからも、また他のドイツ諸邦より深刻にフランスの影響をうけていたことから、封建制との斷絶を客觀的に要請されたのである。バーデンのカール・フリードリッヒ大公とその後繼者カール大公、バイエルンのモンシュラー大臣、ヴェルテンベルグの國王フリードリッヒ一世は貴族と僧侶の特權の大部分を廢止し、法の前の平等の原則と、國費負擔の義務の一般化を實施せんとした。第三に議會と立憲制度は各邦分立の感情を助長し、ドイツ連邦における全ドイツ統一の主張に對抗するための方途ともこれら南ドイツ諸邦の君主には考へられたのである。<sup>(9)</sup>と南ドイツ諸邦の立憲君主制採用の要因を擧げているが、この當否は別として、ともかく南ドイツの諸邦はリシュタンベルジェのいうような「非有機的」<sup>(10)</sup>國家であるとしても、プロシヤ、オーストリアの諸邦とは顯著な異質性を示していたのである。

#### (D) ドイツの經濟事情<sup>(11)</sup>

自由主義運動は、新興市民階級の經濟的利益を主張せんとするところにその展開の主要な一因がある。ドイツの自由主義思想並びにその運動を對象とし考察する際にも、經濟的背景は論議の外におくことはできない。今暫く、本論に必要な限度において、三月以前のドイツ經濟事情を瞥見しておこう。

この場合も、東部地方(プロシヤを中心としたエルベ河以東)と、西南地方<sup>(12)</sup>とは、事情は相當異なるが、兩地方とも一括して、資本主義的發展狀況を中心に考へてみたい。バイエルン、バーデン、ヴェルテンベルグ等を有する西南ドイツではすでに一七世紀から一八世紀にかけて、獨立自營農民が形成され、ライン、ザクセン地方を中心に農民層の分解過程が始りそれに並行して産業資本の擡頭がみられ、一九世紀初頭のナポレオンによる農民解放をへて、漸次産業革命様式に適合して來た。これに對しエルベ河以東の地域では、いわゆるグーツヘルンシャフトが支配的であり、農民層の分解が停滞していた。一八〇七年から二三年に至るいわゆる「シュタイン、ハルデンベルグ農民改革」も富農層の一部分離は一應成就したが、實質的な農

民解放をなしえなかつた。大土地所有者（エンカー）は、一度は名目的に解放された農民を、再び隷屬的な賃銀労働者と化し、大規模な農業經營の組織をうちたて、封建貴族の域から、次第に資本主義的經營者と化していつた。グーツヘルシャフトからエンカー的經營に至る變質過程も、農民層の苦役を前提とされていた。以上はともかく、一九世紀初頭、就中三〇年代のドイツは、W. Sombart が「Die deutsche Volkswirtschaft im 19 Jahrhundert, 1911」において主張しているように、「第一に自らが消費する以上の農産物を産出し、第二に重要工業生産品を外國輸入に依存していた」という理由で、農業本位の農業國（アグラルンシュタート）であり、資本主義的生産様式が一般に採用されたのは、一八五〇年代以降である。一九世紀初頭から四〇年代までのドイツ工業は、都市におけるツンフトの手工業と、農村における家内工業の二種類程度であつた。

このような未成熟な經濟情勢の上に、ウィーン條約の結果したところは、上述の政治情勢と同様に、經濟的にも非有機的縛つて肢體相互間に血液の流動するのを妨げようと計つたならば、ドイツの經濟事情のようなものであろう」と稱したような狀況を招來した。常に政治的國民國家統一を希求したリストも、その前提として、分邦間の經濟的統一を焦眉の急と考えていたのである。三四年代に入つて始めてリストの主張による「ドイツ關稅同盟」（Deutscher Zollverein）が成立し、一八五〇年代以降農業國から工業國への過程に入るのであるが、三月前期においては、舊封建貴族が、農民の賦役によつて行つていたグーツヘルシャフトを改變して、農民を低賃銀労働階級に仕立て直し、自己も資本主義的經營方式（エンカー的經營）を採用するような特殊な事情であつた。すなわち、元來ブルジョアジーを生起させる契機となる商工業が、ツンフト組織とというような、半中世的様式で停滯していたため、ノーマルなブルジョアジーの成長を妨害したのであつた。このようなアブノーマルな近代經濟様式が三月前期のメルクマールであり、これと對應したドイツ自由主義一般も、特殊なパターンを探らざるをえなかつたことは已むを得ぬものであろう。且つ、これに加えて、一八一五年ウィーン會議後のドイツは、三六の諸

邦に分裂する政治過程を通つたため、「自由主義は垂直的に上下の階級特權を打破する使命を擔うと共に、水平的にこの分裂せる獨乙を一國家に統一する用具<sup>(12)</sup>」と化したといえるのである。

### (四) 反動體制とドイツ自由主義

這般の情勢が、三月革命前期のドイツ政治經濟史的背景のデッサンであるが、本論においてこの環境に對應して現れるF・C・ダールマンの自由主義思想を考察する前提として、ウィーン體制下のドイツ自由主義の動向を述べてみよう。再々論ずるように、ウィーン會議後のドイツは、分邦的存在となつたため、これを統合してヨーロッパにおける國民的統一國家となすことが、ナポレオンのフレムトヘルシャフトと並んで當時の自由主義者の主たる課題であつた。

いわば、當時のドイツにおいては、ドイツ統一の理念という政治的價值が、あらゆる社會的價值の中心價值なのであつて、市民社會の自由の理念は、ドイツ統一への價值的從屬を餘儀なくされていたといつても過言ではないであらう。ハンス・コーンはその著 *prophets and peoples* において次のような興味ある主張をしている。すなわち、「一八一五年、および一八四八年のドイツ自由主義者の大多數は、自由主義的というよりは、むしろドイツ的であつた。ビスマルクは彼らが心の奥底に抱いていた夢の權化であつた。そこでは彼らは、ビスマルクの成功の後、ちようど全く同じ理由から彼らの子孫がヒットラーの周圍に集まつたのと同様に熱狂して、ビスマルクの周邊に集つた。一八一五年と一八四八年の自由主義者の大多數が、汎<sup>汎</sup>ゲルマン主義、權力政策、英雄崇拜の眞の先祖であつた<sup>(13)</sup>」と述べているが、このことは國民的國家統一の理念が中心課題であり、政治的自由の理念は、ドイツ統一の從屬的存在でしかなかつたということでもあらう。

しかし、いかに「政治的統一<sup>ポリティシエーニヒト</sup>」が緊急課題であり、「政治的自由<sup>ポリティシエーニヒト</sup>」が副次的課題であつても、自由主義の普遍理念はドイツにおいてもその一般的傾向を示している。一八一七年一〇月のヴァルトブルグで行われた宗教改革三〇〇年祭および解放戰爭の勝利の記念祭における *Burschenschaft* (學生團體) の自由主義改革の要求、翌一八八年のラインランドの代表者による憲

法制定の要求、一八三二年の「ハムバッハの記念祭」において西南ドイツの自由主義者が共和思想を表明したこと、且又一八三七年においてゲッチンゲン大學の國家學を擔當していたダールマン、民法學のアルブレヒト、歴史學のゲルヴィヌス、言語學のグリム兄弟、東洋學のエーヴァルト、物理學のウェーバーの七教授による舊勢力に對する改革要求——所謂ゲッチンゲン大學七教授事件 (Göttinger Sieben) ——等々は、三月前期のドイツ自由主義運動の顯在化したものとして看過しえないものである。

「シュタイン・ハルデンベルグの改革」が拙稿に述べたように「上からの自由主義的改革」であつたのであるが、これら一連の諸事件は、ドイツにおける「下からの自由主義的改革の要求」として、ドイツ史上における特記事項であると共に、當該期間のドイツ自由主義運動をも特徴づけるものである。

しかし、「下からの要請」であつたこれらの動向も、英佛のような國民一般の革命的勢力の動向ではなく、知識階級の觀念的動向であつたのである。これらの自由主義運動も、すべて絶對主義的權力の側から彈壓された。

例えば、一八一九年に、イェナ大學の一學生が、文學者 Kotzebue (August Friedrich Ferdinand von Kotzebue) をロシア皇帝のスパイであるとして暗殺し、支配者側を恐怖せしめたが、メッテルニヒは、カールスバートに連邦代表者を召集し、自由主義運動の濫床をなすと目したイェナ大學の學生過半数を退學せしめ、ブルシェンシャフトを解散し、言論、出版の自由を以て壓力を加える決議をなさしめたのは、當時の自由主義運動に典型的に對應した彈壓方策であつたのである。

このカールスバート (Karlsbad) の決議の意味するところは、又三月前期のドイツ自由主義運動のメルクマールドイツスチャーを反證していると思われる。すなわち、過激化したブルシェンシャフトや、知識階級を彈壓することによつてのみ、當時の自由主義運動を防止することが可能であつたのであり、それ以外の社會一般の自由主義的動向は皆無に近いと稱しても過言でなかつ

たのである。

かかる社會環境に對して、當時の自由主義者はいかなる觀點から眺め、その改良を如何に考え、又その思想構造はいかなるものであつたらうか。

ここに、F・C・ダールマンの自由主義思想を檢討する必要が生じてくる。ダールマンのみならず、ロテック、アルント、ゲーレス、ヴェルケル等三月前期の一連の自由主義思想家を個々に對象とし、その相互關連を檢討せねば、主題の解明にならぬことはいうまでもないが、錯綜した一九世紀初頭から中葉にかけてのドイツ自由主義思想を、一般的に解明するのは、又の機會に譲り、本稿では一應これらのうち、ダールマンを對象として扱ひ、三月前期の自由主義思想に一考察を與えてみたいと思ふものである。

(1) Harold Nicolson: *Der Wiener Kongress oder Über die Einigkeit unter Verbündeten 1812—1822*, 1945, SS. 272~273.

(2) オットー・ケルロイター著・矢部貞治・田川博三譯「ナチス・ドイツ憲法論」四三頁。

(3) ケルロイター前掲書四四頁。

(4) Henri Lichtenberger: *Germany and its evolution in modern times*, 1913, pp. 70~71. この連邦議會の性格について、H・リンネタンスルルヂェは「元首なく、議會なく、最高法院のないドイツは、中央機關として、僅かに一個の議會を有していたにすぎない。この議會は、理論的にはかなり廣汎な政治的權力を保有していたのであるが、事實上は完全に無力な存在であつた。何んらの特別の權威もなければ何んら國民と直接關連のない使節の集會のようなものであつた。」と述べている。

(5) Lichtenberger: *op. cit.*, pp. 72~73.

(6) Lichtenberger: *op. cit.*, p. 74.

(7) Lichtenberger: *op. cit.*, pp. 76~77.

(8) Lichtenberger: *op. cit.*, p. 77.

(9) Lichtenberger: *op. cit.*, pp. 96~97.



(10) Lichtenberger: op. cit., pp. 98~99. 「イギリスのような『有機的』に生成した國家では、國民生活についての基本的諸制度の正當な運営、地方自治の政治が公安の基礎と保證になつてゐた。君主權力と民權との境界、中央政權と地方行政の機能の分離は長期間の實際經驗によつて構成されたのである。然し『非有機的』國家においては、以上の諸關係が、慣習、不文法によつて決定されたのではなく、法的契約や國家に對する君主の法的義務の規約となつたのである」と述べ、南ドイツ諸邦は、「非有機的」國家のパターンをとらざるを得なかつたと述べてゐる。

(11) 三月前期のドイツ經濟事情については、次の著書を主として参照した。Rudolf Stadelmann: Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848, 1948; Karl Obermann: Die deutschen Arbeiter in der Revolution von 1848, 1953; Jürgen Kuczynski: Die Bewegung der deutschen Wirtschaft von 1800 bis 1946, 1947. 林健太郎著「近代ドイツの政治と社會」第二編「東ドイツ農業制度の發展と一九世紀におけるその變化」

(12) 河合榮治郎著「獨逸社會民主黨史論」一六頁。

(13) Hans Kohn: Prophets and peoples, Studies in 19 Century Nationalism, 1946. 邦譯一二七頁。

### 三 F. C. Dahlmann の自由主義思想

—Die Politik, Ein Wort über Verfassung を中心として—

中世制度史および經濟史學者として著名なゲオルグ・フォン・ベロウ(Georg von Below)は、一九二四年に公刊した「解放戰爭時代より現代に至るドイツの歴史敘述」なる一書において、フリードリヒ・クリストフ・ダールマンの國家學說、政治思想の根源について次のようなことを指摘してゐる。「ダールマンが、そもそもわれわれの興味をひく所以は、彼が歴史法學派の原理の信奉と、政治的自發性、政治的變通の才能との調和一致を自ら身を以て示し、この歴史法學派の原理は、それを支持する人々を靜寂主義に陥らせるという非難を、自らの實踐によつて反駁し、また歴史的權利を維持し、支持せんと欲するならば、これを引續き作り上げねばならぬという見解を主張した點にある。……勿論、歴史法學派のみが彼の國家學說の源泉ではない。彼にとつて更に重要なのはアリストテレスの國家學說である。しかしアリストテレスと歴史法學派とは

互に排斥しあうものではない。何故ならば、兩者とも啓蒙の個人主義に反對して、國家の道義性の思想、國家の強制權、および國家は個人に先行し、個人の上位にあるという見解を主張し、國家を外面的な邪魔物ではなく、内面的なものと解したからである<sup>(1)</sup>と述べ、更に「ダールマンが自由主義的時代思潮に追隨して、ある種の空理空論を免れず、イギリスの制度に  
なんらか絶對的な妥當性を與えたとすれば、われわれは、この點に、制度は民族精神に適合せねばならぬという歴史法學派の原理から彼が遊離しているのを發見する。しかし、イギリスの制度組織の描寫によつて、彼がフランスの自由主義の誇張を克服したということも、ここに想起せられねばならない<sup>(2)</sup>」と、ダールマンの思想構造に内在するアンチノミーな性格を指摘している。

すなわち、一面において「國家を個人の上位に位させる」一九世紀初期のドイツ・ローマンテイクの政治思潮<sup>ポリティク</sup>の倒影としての國家至上主義的思想と、他面、時代思潮としてのリベリズムから影響された個人主義的思想傾向が、ダールマンの思想のなかに同時存在していることである。「古代ゲルマニヤ的狀態に對する歴史的偏愛、或いは政治的自由の要求のいづれが、ダールマンにおいて主要なものとみなされるべきかは、勿論明瞭に決定し難い。歴史的事實と、政治的要求とのかかる結合は、この傾向の、またこの時代の歴史家達に普ねく見られるところであり、眞に彼らの特徴をなすものである<sup>(3)</sup>」とペロウは、アンチノミーな思想的二傾向の同時存在こそ、三月前期のドイツ政治思想のメルクマールとしている。さて、われわれは、ペロウのかかる解釋を一應前提としてダールマンの著述より直接にその政治思想の一端を考察してみたいと思う。ここに取り擧げた著述は、一八一五年に提出された「憲法に關する一提言<sup>(4)</sup>」(以下憲法論と略稱する)と、一八三五年にその初版が公刊された「政治學<sup>ポリティク</sup>」の二書である。ポリティクを體系的に敘述する前提として、ダールマンはまず國家は人間に對して如何なる關係に立つか(Wie der Staat zu der Menschheit stehe)<sup>(5)</sup>と、この命題を掲げている。すなわち、ダールマンによれば「人間の Naturzustand (自然狀態)は超我(Uber-sich)と小我(Unter-sich)とを區別する理性を所有することにその

本來の状態があるのであるから、盲目的な衝動と、理性のない人間とを論ずる自然状態は、決して國家に先行するものではない。」と斷定<sup>(6)</sup>する。

また「國家は一の本源的な秩序であり、必然的な状態であり、人間の財産であると同時に、種族を完成させる諸財産のうち、重要な一財産である。國家は源初的 (uranfänglich) なものである。すなわち、ウルファミリーはウルシュタートであり、獨立的に存在する家族は、またそれぞれ國家的存在である」と述べ、アリストテレスの「人間は本質的に國家的存在である。(Der Mensch ist von Natur ein Staatswesen)」という命題を引例して、國家と個人の關係をベトーンしている。

ここにペロウの指摘したアリストテレスの影響の片鱗があらわれている。更にダールマンは自己の國家觀を次のように主張する。「われわれは、國家たるよりも國民となりうるとはいうものの、國家なき國民とはなり得ない。國家を國民意識に完成させることが、重要なアウフガベである。」<sup>(8)</sup>「國家は、單に人間同志間の共同なものでも、又單に獨立的なものでもなく、同時に合生 (Zusammengewachsen) したもので、すなわち、肉體と精神を兼ね具えた人格的存在である」と述べ、更に「惡なる國家は、遂にはその權力を利用し、法律の力をもつて家族を Verschlingen (鵜呑みに) してしまい、オーベルアイゲントウム (上級所有權) を設定し、研究を詮索し、あらゆる規則に例外を強制する。これに反し、善なる國家は、少しも私法を妨害せず、これに對し公法の保護を興え、所有權と身體には公益の要求する制限しか加えない。私法を斷乎として保證することによつて、家族の獨立體と、國法の課する義務とを調和させ、政府は住民の上に籠を垂れる」<sup>(10)</sup>のであるから、「個人は統治權の公正か否」かを豫め判斷すべきであるという。更に續けて、國家とは、他の全ての條件が満足されるならば、次のように表現できるといふ。

すなわち、肉體的にも精神的にも同種で、同一の法律のもとに生活する家族の獨立的結合體であつて、稠密な人口を養うに足る土地と、外面生活の充分な基礎とを確保し、成熟した後にも、引續きいかにして內的平和を見出すべきかと努力する

存在である<sup>(11)</sup>といい、このような國家には、「市民社會における自由が必然的に具有されている」という。さて以上が、政治學に現れたダールマンの國家觀の片鱗なのであるが、ここにおいて注意すべきことは「國家なき國民とはなり得ず、國家をして國民意識に完成させることが、重要な課題である」というデンクヴァイゼである。

従來、ヨーロッパにおける政治的自由主義の發展段階として、「國家からの自由の要求」(Freiheit von Staat)＝自由權の獲得<sup>(12)</sup>と、「國家への自由の要求」(Freiheit zum Staat)＝參政權の獲得<sup>(13)</sup>というオースドックスな展開狀況およびそれを主張する思想的存在はしばしば指摘される場所であるが、ダールマンの思惟においては、このような意味での自由主義の原理とは可成りの距離があり、當時のドイツ的課題である Volks-Bewußtsein が、國家と個人の兩者に當面した要求であったが故に、その政治學の冒頭に掲げているのであろう。マイネッケがこの時期の精神史を扱つた著書に「世界市民主義と國民國家」という題名を與えたように、Welbürgertum から Nationalstaat へという問題意識が、當時の政治的状況に深く伏線として存在していたが故に、その政治状況における問題意識が、ダールマンの思考方式を充分に規定しているのではないかと思う。更に又「國家とは、精神面と、肉體面とを具有する人格的存在」であるという斷定を與えているのであるが、かかる「有機體的國家學說」は、とりもなおさず、アダム・ミュラー、フリードリッヒ・シュレーゲル等の Politische Romantiker からの影響が多分に覗われるかと思われる。この點について、さきに掲げた G・ペロウが、法を慣習や言語と同様に民族精神の所産とみなし、制定法よりも慣習法を重視する傾向をそのモチーフとした「歴史法學派の原理の信奉である」とダールマンの政治思想に内在する一側面を規定した點が現れているかと思う。

さて、「政治學」に展開されたダールマンの國家觀は、いわばペロウが、Volks-Geist に裏づけられて「國家を個人の上位に考え、國家の道義性を強調する思想である」と指摘した思想の一面が如實に現れていると考えられるのであるが、更に他的一面、すなわち、ペロウの表現をかりれば、「政治的自發性」とか「政治的要求」とかいはれる、ダールマンの「自由主義

思想」は、次に取擧げる「憲法論」に存在すると思われる。

「憲法論」においては、「いかなる憲法でも——假えそれが粗野なものであるとしても——國民の聲（Volksprache）を欲するものである。國民のよき部分をして發言せしめることは、憲法の Kunst である」と述べ、ヨーロッパ各國、就中イギリスの立憲制度に立言したのち、「憲法の反對者が『國民の自由を欲するものは、國王を侵害し、國王の對立者となる』という通常行ふ惡意ある主張は全く妥當ではない」もし國王にとつてそうであるならば、現在一般化して來た憲法制定の努力は、國民に幸福をより少くするだけである」と論じ、更に又「より自由な憲法を望むように仕向けるものは、國王に對する不信ではなくして、無責任な大臣や、官僚等の小規模な專制者たちの無暴な支配への恐怖からであり、且つ失われた精神的な安寧を再現しようとする渴望なのである」と立憲の必要を論じ、更に、ナポレオン戰役および、解放戰役後の財政面の立直しに際し、「國民の協力と知識」を得なくてはならぬことを論ずる。そしてこのような立憲思想を表明することや、財政面の立直しに國民の總意を反映させなければならぬという主張を「何か新しいことのようにいわれ、前代未聞の要求のように思われるとは何という珍しい時代であろうか！」と保守的復古體制下の時代思潮を鋭くきめつけている。そして更に續けて、「憲法を讚えるために以上述べ來つたことがらは、良き憲法が國家を必ず幸福にするとか、あるいは、必ず政治的大犯罪や、政治的誤謬を豫防することを意味するものではない。しかし、良き憲法は、國民に幸福の可能性を與えるものでありあらゆる點において、憲法をもたない國民が到達した以上の高い價值段階に國民を高めるものである。すなわち、憲法は裂けた傷口を再び治癒する魔法の槍のようなものである。」と國家生活における存在意義を論じている。

ダールマンが一八一五年のドイツの政治狀況において、イギリスの政治制度を高く評價しつつ、このような立憲思想を表明したことは、確にそのドイツの限界は争われぬ事實であるとしても、自由主義のイデオログとしての存在は高く認められてしかるべきであろう。

またベロウが「ダールマンが自由主義的時代思潮に追隨して、ある種の空理想を免れず、イギリスの制度にならかの絶對的な妥當性を與えたとすれば、われわれは、この點に制度は民族精神に適合せねばならぬという歴史法學派の原理から彼が離れているのを見る」とその思想を評したごとく、その立憲思想は注目されるべきであらう。

しかし、この「憲法論」においても、例えば「神聖なものは國家である」とか「世襲の王の性質は柔和であるから、愛する國民に幸ある領土を幸福になるように遺さず、勝手に破壊するような國王は、いかなる時代にも滅多にあるものではない」とか「國民について不平をいうような國王が一體地上に存在しているのであろうか」とか、或は又「一七九一年のフランス憲法や、近時のスペインの國會が、國王の權限を制限しようとして決定した事柄は、國家にとつては紛糾の原因となり政府の力を破壊し、道德的には永續しえないものである」というような文章の行間に潜む思想は、自由主義者としてのダールマンのドイツ的限界ではなからうか。すなわち、ベロウが、民族精神の反映としてあるいは歴史法學派から影響されたダーマンと、自由主義者としてのダールマンの調和的な同時存在を指摘したのであるが、さきにわれわれが問題として提起した、「三月以前」のドイツの政治狀況においては、「Deutsche Einheit」という政治的價值が、すべての社會價值の中心價值であつて、他のもろもろの社會的價值は、この「Deutsche Einheit」に價值的從屬を餘儀なくせしめられたという構圖が、ダールマンの思想——すなわちその二重構造——の中にも發見しうるのではなからうか。もつともこのような豫測は、輕々に行うべきではないが、政治的自由は、ドイツにおいてはそれ自體として市民社會のライトモチーフとなり得ず、「國民的」とか「忠誠なる」とかいう形容詞を必要とした「自由主義」であつたといえよう。

換言すれば、三月革命前期のドイツにおいては、國民的統一國家の誕生を第一の課題としたため、ローマン的保守主義も、自由主義と並行して、この課題の解決を希求したため、兩思潮が矛盾相反しつつも同一軌道を歩んだのであり、自由主義的動向は、その大勢において Nationalisierung してしまひ、理論としての純粹性を喪失し、從來ドイツの知識階級が好

意を寄せたフランス的自由主義とも訣別せざるを得なかつたのである。このような政治状況が、自由主義者としてのダールマンの思想にも倒影し、なきに拠げた「一七九一年のフランス憲法」の成立や、「國王の権限を制限しようとしたスペイン國會」の存在は、國家にとつてはむしろ有害であるというような思想を抱かしたのであるともいえよう。

- (1) Georg von Below: Die deutsche Geschichtschreibung von den Befreiungskriegen bis zu unseren Tagen, 2. Auf., 1924. 邦語一一三頁一一一四頁。
- (2) ヴロマン前掲書一一四頁。
- (3) ヴロマン前掲書一一五頁。
- (4) Friedrich Christoph Dahlmann: Ein Wort über Verfassung mit einer Einleitung von Rudolf Gesehey, Leipzig, 1919.
- (5) F. C. Dahlmann: Die Politik, auf den Grund und das Maß der gegebenen Zustände zurückgeführt, Leipzig, 1847.
- (6) Dahlmann: a.a.O. S. 3.
- (7) Dahlmann: a.a.O. S. 8.
- (8) Dahlmann: a.a.O. S. 3.
- (9) Dahlmann: a.a.O. S. 4.
- (10) Dahlmann: a.a.O. S. 7.
- (11) Dahlmann: a.a.O. S. 8.
- (12) Dahlmann: Ein wort über Verfassung, S. 19.
- (13) Dahlmann: a.a.O. S. 92.
- (14) Dahlmann: a.a.O. S. 24.
- (15) Dahlmann: a.a.O. S. 25.
- (16) Dahlmann: a.a.O. S. 28.
- (17) Dahlmann: a.a.O. S. 19.
- (18) Dahlmann: a.a.O. S. 20.

## 四 結 語

ダールマンの以上の思想内部における二重性から指摘しうることは、三月前期のドイツにおいて、何よりもまず國家の、また民族の運命と密接に關連したいわば政治的問題として「自由の理念」が把握されたものであつて、廣く生活の中に基盤をもつたものというよりも、現實の政治的民族的性格を背負つていたものであつたといひるかと思われる。

F・フェデリチも「ドイツ自由主義論」において、「ダールマンの政治活動の限界は、彼が政治狀況を法的、道德的なものとして考察した點にある。ダールマンが國民の中に國家をとらえて觀察しようとせず、國家自體を *Heilige Sache* とか、*Übermächtige* とか、*Übermenschliche Ordnung* として考へたのは、政治理論家としての彼の缺陷であつた。

すなわち、國家を理論的に構成する試みが企てられず、單に人間自體の本質として表現したのであり、自然法から遡のいて歴史學派に近づき有機體的國家學說にますます近づいたからである。<sup>(1)</sup>と述べているが、ダールマンの政治思想の中に、民族的性格と、市民的性格が、あるいは *Welbürgertum* と *Nationalstaat* と表現しうる二元的性格が、矛盾しつつも同時に存在したことが、*Vormärz* における自由主義思想のメルクマールとして指摘しうるのではないかと思ふものである。

(1) F. Fedarici: *Der deutsche Liberalismus, Die Entwicklung einer politischen Idee von Immanuel Kant bis Thomas Mann Zürich, 1946, S. 106~107.* 又 Friedrich Sell: *Die Tragödie des deutschen Liberalismus, SS. 127~130* 又 Heinrich R. von Srbik: *Deutsche Einheit, Bd. 1, 3 Auflage S. 236 ff.* 參照。